

保険金請求権不存在確認等  
請求事件に関する資料  
(上柳委員提出 その3)

# 金曜アンテナ

## 武富士の「死者探し」発覚 保険金目的で住民票を請求

サラ金大手「武富士」が、同社を受取人とする死亡保険金を受給する目的で、住民票照会を通じて顧客の生死を調査していることが分かった。「企業倫理に反する」と非難が高まっている。

(三宅勝久・ジャーナリスト)

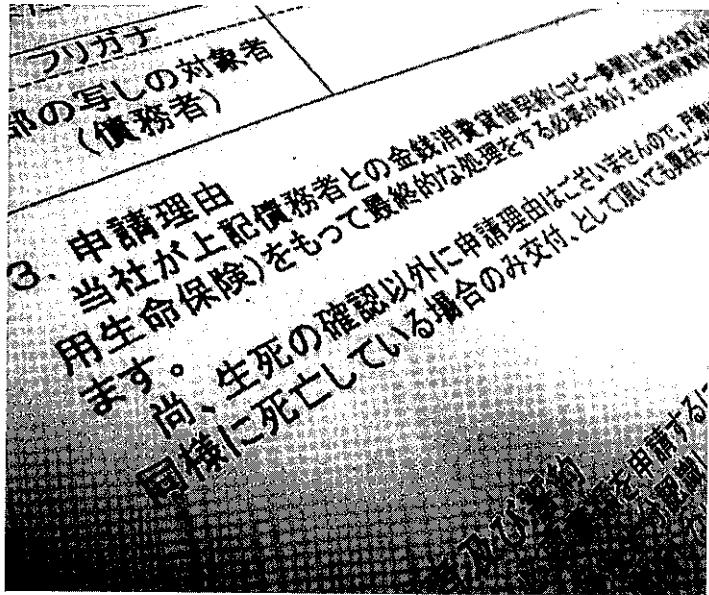
「死亡している場合のみ交付、として頂いても異存ございません」——本誌が入手した、武富士が自治体に宛てた顧客の住民票申請書(雛形)の「申請理由」の一節である。

申請理由は「保険適用をもって最終的な処理をする必要があり(略)住民票を必要」

「生死の確認以外に申請理由はございません」ともある。

保険とは、顧客死亡時に残債務分がサラ金に入る「消費者信用団体生命保険」を指す。一年たてば自殺でも支払われる。

本来、サラ金の住民票取得(住民票の第三者請求)は、連絡がつかない顧客の居住確



武富士が「死者探し」目的で、自治体に送付した顧客の住民票申請書。サラ金からの住民票申請の多さに窓口は疲労困憊しているという。(撮影/筆者)

認のために行なわれる。これを武富士は保険適用のため「死亡の場合のみ交付」しろという。不良債権の中から、死亡保険金を回収しようというのだ。

武富士の住民票申請の数の多さは自治体関係者の間で有名だが、その狙いが保険金目当ての「死者探し」にあることをうかがわせる。

従来から武富士内部には「客が自殺しても喜ぶ異常な職場だ」との声があった。同社は「事実無根」と否定して本誌を提訴・敗訴したが、今回の件で「客の死を喜ぶ」体質が改めて浮き彫りになった。武富士の契約書の約款には

「債権保全」のための住民票取得はあり得る、と断っているものの生死確認目的については明記していない。

サラ金問題に詳しい辰巳裕規弁護士は「債権保全という住民票取得の趣旨を逸脱している可能性がある。高利をむさばり、最後は顧客の命を担保に債権回収するなど企業倫理に反する」と批判する。

武富士は「昨年、破産者の住民票を取っていた事実が発覚」「保険金目的で回収不能な顧客の住民票を定期的に取った。Dリーグ(死亡班)という名前もあった」という内部証言もあり、保険金目的で破産者の死者探しを行っていた疑いが持たれてきた。

武富士広報部は「死亡者に関しては、必要があれば債権確認のため住民票を取得している。破産者の住民票取得は一昨年末にやめた」。プロミス、アイフル、アコムは「生死確認目的での住民票請求はしていない」と話している。

### 27日に顔認証システム 実験中止求め申し入れ

政府が通常国会で成立を図ろうとしている共謀罪。「共謀」の立証には盗聴・盗撮など監視の強化が不可欠で、捜査機

関は、市民監視の仕組みを一層強化しようとしている。四月から国土交通省などが東京メトロ・霞ヶ関駅で行なう「顔認証システム」の実証実験もその一つだ。

「顔認証システム」とは、人